

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和 6 年 6 月 19 日

郡山市長

品川 萬里 殿



提出者

住 所 郡山市笹川1丁目176番地

氏 名 ニッソーファイン株式会社郡山工場
工場長 久家 弘之

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 024-945-1886（代）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

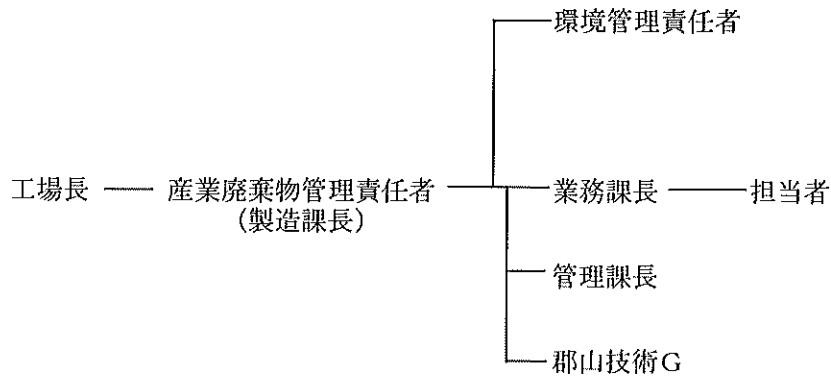
事業場の名称	ニッソーファイン株式会社郡山工場
事業場の所在地	福島県郡山市笹川1丁目176番地
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	化学工業
② 事業の規模	15億円／令和5年実績
③ 従業員数	47名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	産業廃棄物発生（当工場）→産廃契約産廃処理業者委託運送業者が産廃を産廃契約産廃処理業者に運搬→産廃契約産廃処理業者が中間処理（焼却又は粉砕）を行う→産廃契約産廃処理業者が委託契約している最終処分場で埋立処理して最終処分となる

（日本工業規格 A列4番）

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（2023年度）実績】									
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃アルカリ	廃酸	廃プラスチック類	金属くず	木屑使用産廃物	木くず類	
	排出量	135.38t	83.47t	1003t	21.9t	8.3t	1t	0.0t	3.2t	
	（これまでに実施した取組） それぞれの製造工程時に発生する廃棄物に関して、回収リサイクルの効率化を図ってきた。また、廃プラスチック類、木くず類等は主に原料包装材、原料・製品保管材であり使用済材として発生しているので削減する為に業者に簡易包装を要請している。									
②計画	【目標】									
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃アルカリ	廃酸	廃プラスチック類	金属くず	木屑使用産廃物	木くず類	
	排出量	130t	80t	1000t	20t	8t	1t	1t	3t	
	（今後実施する予定の取組） それぞれの製造工程時に発生する廃棄物に関して、回収リサイクルの効率化を更に上げる努力をいたします。また、廃プラスチック類、木くず類等は生産に比例して増加する原料包装材、原料・製品保管材であり更に削減する為に業者に簡易包装等、持ち帰りを要請して行います。									

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 化学工場から発生する廃棄物なので、明確に汚泥、廃油、廃アルカリ、廃酸を分別し処理委託している。原料包装材、原料・製品保管材として発生するので廃プラスチック、木くず類として分別している。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 化学工場から発生する廃棄物なので、明確に汚泥、廃油、廃アルカリ、廃酸を厳格に分別し処理委託する。原料包装材、原料・製品保管材として発生する廃プラスチック、木くず類も注意して分別する。又、工事関係より発生するガラスくず、石綿含有廃棄物も明確に分類する。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項									
①現状	【前年度（ 2023 年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃アルカリ	廃酸	廃プラスチック類	金属くず	本館使用産廃物	本くず類
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
	（これまでに実施した取組） 自ら再生利用は行わない。								
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃アルカリ	廃酸	廃プラスチック類	金属くず	本館使用産廃物	本くず類
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
	（今後実施する予定の取組） 今後も実施予定はない。								
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項									
①現状	【前年度（ 2023 年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃アルカリ	廃酸	廃プラスチック類	金属くず	本館使用産廃物	本くず類
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
	（これまでに実施した取組） 自ら中間処理は行わない。								
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃アルカリ	廃酸	廃プラスチック類	金属くず	本館使用産廃物	本くず類
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
	（今後実施する予定の取組） 今後も実施予定はない。								

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に關する事項

①現状	【前年度（ 2023 年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃アルカリ	廃酸	廃プラスチック類	金属くず	水銀使用産物	木くず類
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
	(これまでに実施した取組)								
	自ら埋立処分又は海洋投入処分は行わない。								
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃アルカリ	廃酸	廃プラスチック類	金属くず	水銀使用産物	木くず類
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
	(今後実施する予定の取組)								
	今後も実施予定はない。								

産業廃棄物の処理の委託に関する事項									
①現状	【前年度（ 2023 年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃アルカリ	廃酸	廃プラスチック類	金属くず	水銀使用産物	木くず類
	全処理委託量	135.38t	83.47t	1003t	21.9t	8.3t	1t	0.04t	3.2t
	優良認定処理業者への処理委託量	135.38t	83.47t	1003t	21.9t	1.8t	0t	0t	0t
	再生利用業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
	認定熱回収業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t		1t	0.04t	3.2t
(これまでに実施した取組)									
それぞれの製造工程時に発生する廃棄物に関して、回収リサイクルの効率化を図ってきた。また、廃プラスチック類、木くず類等は主に原料包装材、原料・製品保管材であり使用済材として発生しているので削減する為に業者に簡易包装を要請している。									

②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃アルカリ	廃酸	廃プラスチック類	金属くず	水銀使用産廃物	木くず類
	全処理委託量	130t	80t	1000t	20t	0t	1t	1t	3t
	優良認定処理業者への処理委託量	130t	80t	1000t	20t	0t	0t	0t	0t
	再生利用業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
	認定熱回収業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t	8t	1t	1t	3t
	(今後実施する予定の取組)								
	それぞれの製造工程時に発生する廃棄物に関して、回収リサイクルの効率化を更に上げる努力をいたします。また、廃プラスチック類、木くず類等は生産に比例して増加する原料包装材、原料・製品保管材であり更に削減する為に業者に簡易包装等、持ち帰りを要請して行います。								
※事務処理欄									

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。